

孤独・孤立対策推進法案 参照条文

(参照法令一覧)

○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) (抄) 【こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)による改正後】 1

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）【こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）による改正後】

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一〇三十二 （略）

三十三 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二七の二 （略）

二七の三 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。

二八〇六十三 （略）

（特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

(設置)

第四十条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、総合海洋政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）
官民人材交流センター	国家公務員法
食品ロス削減推進会議	食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）